# 令和5年4月版 除 刦 事前相談(申請者) (1) 申請される方に必要書類をお渡しします。 助成対象確認申請(申請者) 週 間 助成対象確認通知(区) **▽** 除却工事契約(申請者) 助成対象確認通知(区)の発行以降に契 除却工事実施(申請者) (3) 完了実績報告(申請者) 2 週 当年度3月10日まで 間 助成金交付決定通知(区) **₹ (4**) 助成金請求(申請者) 2

## 【注意事項等】

◆区から「助成対象確認通知」が発行される前に 除却工事の契約をした場合や、除却前現地確 認時にすでに解体着手していた場合には、助成 対象不承認となりますのでご注意ください。

振込までに期間を要します。ご了承ください

助成金振込(区)

- ◆提出期限を過ぎると、助成金を受けられない 場合がございます。
- ◆(原本)と記載ある書類は、3か月以内に発行 された書類をご提出ください。インターネットに より取得したものや原本のコピーは不可です。
- ◆申請書等について、記入した内容に誤りがあり 訂正する場合は、当該部分に二重線を引き、 記名欄と同じ印鑑を訂正印として押してください。
- ◆助成対象確認通知を受けた後、申請内容に 変更が生じる場合は、変更手続きが必要となり ますので耐震化担当までお問い合わせください。 例:申請者の住所変更等
- ◆申請手続きを代理者が行う場合は、助成対象確認 <u>通知書及び助成金交付決定通知書</u>を代理者に 郵送します。

# 墨田区木造住宅除却助成提出書類チェックシート

#### ◆ 助成対象要件

- □墨田区内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (主要構造部の過半が木造でかつ延べ面積の過半が住宅の用途)
- □緊急対応地区内にある建物
- (北部地域,本所三丁目,東駒形二及び三丁目,横川二丁目)
- □除却費を対象とした同種の助成を受けていない建物
- L例: 道路整備・密集事業など都市計画事業による補償を 受けていないこと
- L例: 不燃化促進事業における除却助成制度の対象でないこと
- L例: 老朽危険家屋除却費等助成制度の対象でないこと (区役所5階安全支援課が行う助成事業)
- 口個人または中小企業者であること(申請者が木造住宅の所有者で ない場合は、所有者の承諾を得ていること)
- □宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定 する宅地建物取引業者が、営利を目的として行う 除却でないこと
- □申請者が住民税を滞納していないこと
- □有資格者(一級・二級・木造建築士)によって、耐震性が不足して いると判断された建物

# ① 事前相談

区役所9階不燃・耐震促進課窓口または電話03-5608-6269 で受け付けています。ご不明な点は事前にご相談ください。

## ② 助成対象確認申請

口確約書

月

- □除却助成対象確認申請書(第2号様式)
- □昭和56年5月31日以前に着工されたことが確認できる書類及び 建物の所有権者がわかる書類
  - ┗例:建物の登記簿全部事項証明書(原本)…※法務局で請求
  - L例:家屋課税台帳の写し(原本)···※都税事務所で請求
- 口建物の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- □建物全体の写真(建物全景が写るよう、撮影できる範囲で)
- 口耐震性の不足が確認できる耐震診断結果報告書
  - ┗例:誰でもできるわが家の耐震診断(一般財団法人日本建築防災 協会)判定で7点以下
  - L例:耐震診断一般診断法(IW=1.0未満)
- 口耐震性判断書類(建築士が判断根拠を記載、各階平面図等)
- 口耐震性判断者資格証(建築士免許証等)の写し
- □完納済み住民税納税証明書(前年度の原本)または
- 非課税証明書(前年度の原本) □住民税納税証明書の提出に係る確認書(助成対象確認申請時に
- 完納済み住民税納税証明書が提出できない場合) □工事内訳書(見積書等、工事内容・費用が明記してあること)
- □消費税についての確認書(個人)
  - または消費税仕入税額控除確認書(法人または個人事業者)

該 当

□法人登記事項証明書(原本)(申請者が法人である場合) □承諾書及び印鑑証明書(原本)(共有者が他にいる場合または 申請者が所有権者でない場合)

□委任状(助成金を受けられる方が複数の場合または申請手続 きについて代理者が行う場合)

#### ③ 完了実績報告

- □除却助成金交付申請書兼完了実績報告書(第23号様式)
- □撮影日を確認することができる除却写真
- (除却前後・建物全景・除却後敷地全景を含む)
- 口除却に係る契約書の写し
- □除却契約に係る領収書の写し
- □工事内訳書(②提出時のものから変更が無ければ省略可)
- 口除却が完了したことを施工者が証する書類

# ④ 助成金請求

□除却助成金交付請求書(第32号様式)

# 助成率と助成額(除却)

◆以下の地域にある木造住宅の除却(解体)工事が対象です。

# 【緊急対応地区】

□向島一丁目~五丁目	□京島一丁目~三丁目	口本所三丁目
□東向島一丁目~六丁目	□文花一丁目~三丁目	□東駒形二丁目
□堤通一丁目及び二丁目	口八広一丁目~六丁目	□東駒形三丁目
□墨田一丁目~五丁目	□立花一丁目~六丁目	口横川二丁目
□押上一丁目~三丁目	□東墨田一丁目~三丁目	

## ◆助成額のイメージ

助成種別	除却
助成率	1/2 ※
助成限度額	最大 50 万円 ※

※いずれか低い額。千円未満は切り捨て

- ・助成の対象となるのは、木造住宅の除却(解体)工事費です。 外構(門、塀、植栽、アプローチなど)や残置物・地中埋設物の撤去処分に係る 費用等は助成対象外です。
- ※助成対象内・外を確認する必要があるため、工事内訳書(見積書等)はある程度 詳細に記載してもらってください。(「解体工事一式:●●円」の一項目のみは×)
- 建築士に依頼する、耐震性不足証明書類(赤枠内)作成費用も助成対象外です。

# ◆除却助成申請を行う前に必ず行ってもらうこと

事前相談

- ・助成要件や助成金申請の流れを説明します。
- ・申請書類をお渡しします。
- ・耐震性能を判断する専門家(建築士)の紹介をしている団体をご案内します。

# ◆お問合せ方法

- ①墨田区役所 9 階 不燃・耐震促進課 窓口
- ②電話 03-5608-6269 (直通)

#### ※注意事項

助成対象確認申請および区の決定前に、除却に係る契約を結ばれている場合や除却工事に着手されている場合は、助成金の交付は出来ません。

必ず事前相談を行い、助成対象確認申請と区の決定を経てください。

担当:墨田区不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当

電話:03-5608-6269